

平成 30 年 4 月から

国民健康保険制度が変わります

制度改革の概要

平成 27 年 5 月に「持続的な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、これに伴い市町村国民健康保険制度も改正されることになりました。

この法律の成立により、国民健康保険において

は、平成 30 年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担うことで、制度の安定化を目指します。

制度改革で変わる事、変わらない事

ポイント 1

保険証の様式が変わります

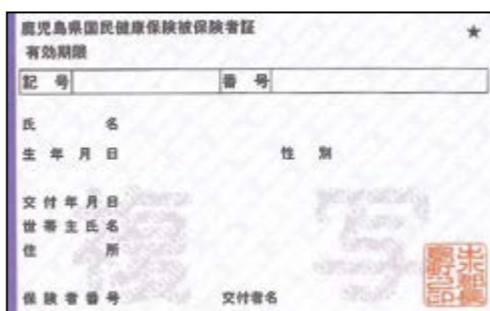
都道府県が国保の保険者に加わることにより、保険証の様式が県内で統一されます。長島町では新しい保険証への切り替えを平成 30 年 4 月 1 日交付分からとしますので、有効期限（平成 30 年 3 月 31 日）まではお手持ちの保険証をそのままお使いください。



↑平成 30 年 3 月 31 日までの保険証

変わらない事

保険証などの交付は、これまでどおり市町村で行われます。
※長島町では、平成 30 年 4 月 1 日からの保険証についても、例年どおり、各公民館で一斉更新します。日時については、各公民館長を通じてお知らせします。



↑平成 30 年 4 月 1 日以降の保険証

ポイント 2

被保険者の資格管理が都道府県単位となります

これからは都道府県が被保険者証の資格を管理することになるので、同一都道府県のほかの市町村へ転居した場合でも資格は継続します。（保険証は転居後の市町村で改めて交付します）

変わらない事

同一都道府県内の市町村に異動した場合でも、これまでどおり転出・転入先の市町村の窓口へ届け出が必要です。

ポイント 3

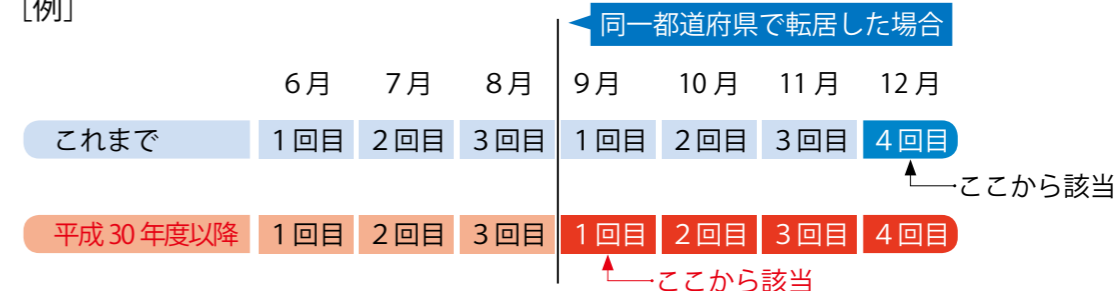
高額療養費の多数該当の算定方法が変わります

過去 12 カ月以内に高額療養費の支給が 4 回以上ある場合に自己負担額が引き下げられる制度（多数回該当）について、同一都道府県のほかの市町村への転居で、同じ世帯であること（世帯主の継続性）が認められたときは、転居前の該当回数を通算できるようになります。

変わらない事

高額療養費をはじめ、療養費（補装具・コルセット）や出産育児一時金、葬祭費等の給付に関する手続き、特定健診など保健事業の実施に関する事は、今後も市町村が行います。

〔例〕



ポイント 4

葬祭費の支給額が変わります

都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進を図ることから鹿児島県は「鹿児島県国民健康保険運営方針」を定めました。

その方針の一つとして、平成 30 年度から葬祭費の支給額が県内で統一されることとなり、これまでの 3 万円から 2 万円に改定されることとなります。

これに伴い、後期高齢者医療事業についても、これまで国民健康保険と同額の 3 万円としていましたが、今回の改定により 2 万円となります。

※改定後の葬祭費は、平成 30 年 4 月 1 日以降の死亡日から適用します。それまでは従前のおりとなります。

ポイント 5

保険税の決めかたが変わります

これまで市町村が個別に保険給付費などを推計し、保険税額を決定していました。今後は都道府県が市町村ごとの医療費水準や所得水準を考慮した「国保事業費納付金」の額と「標準保険料率」を示し、これらを参考に市町村が保険税額を決め、賦課・徴収を行います。

※長島町では平成 30 年度保険税率の改正を予定

しています。新しい税率については、広報などを通してお知らせします。また、3 月下旬の保険証更新の際にも各公民館で説明します。

変わらない事

保険税の賦課・徴収はこれまでと変わらず、お住まいの市町村が行います。口座振替のための金融機関や納期なども変更はありません。

国保の窓口はこれまでと変わらず役場となります

◎問い合わせ先

役場保健衛生課国民健康保険係 ☎ (86) 1157 [直通]